別紙様式第十七の二　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　根拠法規：対内直接投資等

　　　　　　　　　　議決権代理行使受任に関する報告書

　　年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿

（日本銀行経由）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報　　告　　者 |  | 責任者の氏名 |
|  |  | 国籍又は設立国 |  |
|  |  |
| ウェブページのリンク |  |
| 報告者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等　　ハ　イ及びロが直接､間接に議決権の50%以上を保有している会社　　ニ　特定組合等ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　　ヘ　イ～ホのために代理行使受任をするもの |
| 代理人 |  | 責任者の氏名 |
|  |  |
| 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） |  |

下記のとおり報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　発行会社 | ⑴　 |  |
| ⑵　 |  |
| ⑶　 |  |
| ⑷　総議決権 | 　　　個 |
| ⑸　 | 　　　％ |
| ⑹　上場、非上場等の区分（該当分に○） | イ　上場銘柄　ロ　店頭売買銘柄　ハ　その他 |
| ２　受任した議決権 | ⑴　数量等 | 　　　　　個受任後の議決権比率　　　　％（受任前の比率　　　％） |
| ⑵　受任の内容 |  |
| ３　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 　　　　　　　　個議決権比率　　　　　　　％ |
| ４　受任の相手方 | ⑴　氏名又は名称 |  |
| ⑵　住所又は主たる　　事務所の所在地 |  |
| ⑶　委任数量 |  |
| ５　受任年月日 |  |
| ６　 | □　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。 |

（記入要領）

１　「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

２　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。

３　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

４　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

５　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

６　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。

７　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「６　その他の事項」欄に記入すること。

８　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

９　「１　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「３　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

10　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11　「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　受任の内容」欄には、受任によつて得た権限を用いて議決権行使を行おうとする又は行つた議案について、可能な限り記入すること。

12　「３　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権（すなわち、「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十七の二　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　根拠法規：対内直接投資等

報告書記入例

　　　　　　　　　　議決権代理行使受任に関する報告書

　○年　○月　○日

財務大臣及び事業所管大臣　殿

（日本銀行経由）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報　　告　　者 |  | 責任者の氏名**＜名称＞**日本語表記：エイ・ビー・シー・コーポレイション英語表記　：ABC Corporation**＜代表者の氏名＞**日本語表記：エックス・ワイ・ゼット英語表記　：XYZ |
|  | アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク100 | 国籍又は設立国 | アメリカ |
|  | 医薬品、化学製品の製造、販売、輸出入 |
| ウェブページのリンク | [www.](http://www.)○○○○.com |
| 報告者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等　　ハ　イ及びロが直接､間接に議決権の50%以上を保有している会社　　ニ　特定組合等ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　　ヘ　イ～ホのために代理行使受任をするもの |
| 代理人 |  | 責任者の氏名○○株式会社代表者　甲　野　太　郎　 |
|  | 東京都中央区○○町○番地 |
| 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | 担当者氏名：乙野二郎（○○株式会社経理課）電話番号：○○－○○○○電子メールアドレス：jiro\_otsuno＠○○.co.jp |

下記のとおり報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　発行会社 | ⑴　 | 日本○○化学株式会社 |
| ⑵　 | 東京都港区○○町○番地 |
| ⑶　 | **【注：定款に定める事業目的を、そのまま正確に記入すること（事業目的が多い場合、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付して差し支えない）。】** |
| ⑷　総議決権 | 　　　16千個 |
| ⑸　 | 　　　50％ |
| ⑹　上場、非上場等の区分（該当分に○） | イ　上場銘柄　ロ　店頭売買銘柄　ハ　その他 |
| ２　受任した議決権 | ⑴　数量等 | 　　　　　６５６０個受任後の議決権比率　　　　　　５０％（受任前の比率　　　９％） |
| ⑵　受任の内容 | ○田太郎氏を取締役に選任する議案 |
| ３　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 該当なし　　　　　　　　個議決権比率　　　　　　　％ |
| ４　受任の相手方 | ⑴　氏名又は名称 | 日本語表記：イー・エフ・コーポレイション英語表記　：EF Corporation |
| ⑵　住所又は主たる　　事務所の所在地 | アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク200 |
| ⑶　委任数量 | ６５６０個 |
| ５　受任年月日 | ○年○月○日 |
| ６　 | ☑　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。 |

（記入要領）

１　「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

２　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。

３　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

４　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

５　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

６　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。

７　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「６　その他の事項」欄に記入すること。

８　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

９　「１　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「３　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

10　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11　「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　受任の内容」欄には、受任によつて得た権限を用いて議決権行使を行おうとする又は行つた議案について、可能な限り記入すること。

12　「３　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権（すなわち、「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

対内直接投資等に係る「議決権代理行使受任に関する報告書」の記入の手引

１．報告が必要な取引又は行為

　　外国投資家が、他のものが直接に保有する本邦にある会社（上場会社及び店頭登録会社（以下「上場会社等」といいます。）並びに非上場会社）の議決権の行使につき当該他のものを代理する権限を受任することであって、次の（イ）（ロ）（ハ）のいずれにも該当する場合（注１）であって、次の（１）（２）の要件を備えているもの（要件を備えていない場合は事前届出の対象となります。）。

（イ）　受任をするものが、当該会社（発行会社）又はその役員以外のものである場合。

（ロ）　受任によって得た権限を用いて議決権行使を行おうとする議案が、当該会社（発行会社）の経営を実質的に支配するおそれ、又は、経営に重要な影響を与えるおそれのあるものとして、次のいずれかに該当する場合。

ａ　取締役の選任又は解任

ｂ　取締役の任期の短縮

ｃ　定款の変更（目的の変更に係るもの）

ｄ　定款の変更（拒否権付株式の発行に係るもの）

ｅ　事業譲渡等

ｆ　会社の解散

ｇ　吸収合併契約等

ｈ　新設合併契約等

（ハ）　受任をするものが自己に議決権の行使を代理させることの勧誘を伴うもの。

（１）　本邦にある会社（発行会社）並びにその子会社及び議決権半数子会社（注２）の行っている事業のすべてが、告示（「対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。）に該当すること。

（２）　外国投資家の国籍及び所在国（地域を含む。）が日本又は「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国又は地域に該当すること。

　　ただし、次のいずれかに該当するものは報告不要です。

ａ　特定非上場会社（特定取得に係る事前届出業種に属する事業を営んでいない非上場会社。以下同じ。）の議決権代理行使受任をしていた法人の合併に伴う、当該受任契約を承継する存続会社（又は新設会社）による議決権代理行使受任。

ｂ　特定非上場会社の議決権代理行使受任をしていた法人の分割に伴う、分割後当該事業を承継する新設の法人（又は既存の法人）の議決権に係る議決権代理行使受任。

ｃ　上記(１)、(２)の要件を備えた非上場会社の議決権代理行使受任であって、受任後の議決権比率が密接関係者（対内直接投資等に関する政令第２条第19項に定めるものをいいます。）と合わせて１０％未満の場合。

ｄ　株式の分割又は併合により発行される新株に係る議決権代理行使受任。

ｅ　特定の外国投資家による実質株式（注３）ベースの出資比率及び実質保有等議決権（注４）ベースの議決権比率のいずれもが密接関係者と合わせて10％未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る。以下「特定上場会社等」といいます。）による議決権代理行使受任。なお、特定の外国投資家自身が、特定上場会社等である場合には、そのものからの実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率が10％以上であっても手続免除の対象となります。このように、特定上場会社等以外の特定の外国投資家又はその子会社からの実質株式ベースの出資比率及び実質保有等議決権ベースの議決権比率が密接関係者と合わせて10％未満の居住者外国投資家のことを「特別上場会社等」といいます。

ｆ　発行会社の組織変更に伴う組織変更前の議決権に代る組織変更後の議決権に係る議決権代理行使受任。

ｇ　株式無償割当てによる議決権代理行使受任。

ｈ　取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式又は持分に係る議決権代理行使受任。

ｉ　特別非上場会社（特定上場会社等を除く、いずれの外国投資家又はその子会社からも出資を受けない居住者外国投資家（非上場会社に限る。）のことをいいます）による議決権代理行使受任。

ｊ　組合等が行う対内直接投資等に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員による議決権代理行使受任。

（注１）　次の議決権代理行使受任は対内直接投資に該当しませんので、報告の対象ではありません。

ａ　上場会社等の議決権代理行使受任であって、受任後の議決権比率が１０％未満のとき。

ｂ　非上場会社の議決権代理行使受任であって、他の外国投資家から受任するとき。

（注２）　本邦にある会社（発行会社）の子会社とは、会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、本邦にある会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務及び事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の会社等（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人及び法人格を有しない組合等も含まれます。

また、本邦にある会社（発行会社）の議決権半数子会社とは、本邦にある会社（その子会社を含む）が総議決権の50％を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）であって、当該会社（発行会社）の子会社に該当しないものをいいます。

（注３）　実質株式とは、議決権等行使等権限（株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）が株式を所有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該株式を所有するものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合の株式以外の株式をいいます。

（注４）　実質保有等議決権とは、議決権行使等権限（株主としての議決権を行使できる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）が保有等議決権（直接保有するものだけでなく、一任運用、議決権代理行使受任及び議決権行使等権限に係る議決権を含む。）を保有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該保有等議決権を保有するものが当該保有等議決権を行使できない場合の保有等議決権以外の保有等議決権をいいます。

２．報告の時期

　　議決権代理行使受任の日から45日以内に報告して下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、必ず居住者である代理人が提出して下さい。

　──　45日目が休日（日本銀行の営業日以外の日をいいます。）の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

３．提出書類及び提出部数

　　「議決権代理行使受任に関する報告書」（別紙様式第十七の二）・・・１通

４．報告書の提出先と照会先

（１）提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1　日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ　50番窓口

（郵送の場合の宛先：〒103-8660　日本郵便株式会社　日本橋郵便局私書箱30号　日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ）

（２）本報告書に関する照会先

TEL　03-3277-2107

（日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点）

　「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「５ 受任年月日」に記載した「年月日」（複数日に亘る場合は初日）を入力して下さい。